

平成 26 年 11 月 14 日  
水管理・国土保全局

## 平成 25 年の水害被害額の暫定値(全国・都道府県別)について

平成 25 年の水害被害額の暫定値について取りまとめましたので、その結果を公表<sup>※1</sup>します。

## 【被害の特徴等】

- ◆水害被害額は、全国で約 4 千億円（過去 10 力年で 4 番目）
- ◆被災建物棟数は、全国で約 4 万 4 千棟（過去 10 力年で 4 番目）
- ◆主要な水害の被害状況

## ○平成 25 年台風 18 号（水害被害額：約 1 千 5 百億円）

- ・台風 18 号の接近・通過に伴い、四国から北海道の広い範囲で大雨となり、特に激しい大雨となった京都府、滋賀県、福井県では運用開始以来初となる特別警報が発令。
- ・京都府の由良川では、観測史上最高の水位を記録し、流域全体にわたり大規模な浸水被害が発生。また、桂川では、嵐山地区で家屋や渡月橋等の周辺の観光施設等に浸水被害が発生した他、鴨川合流点付近では、水位が堤防天端まで上昇し、右岸側で越水が発生。

渡月橋の欄干まで水位が上昇した桂川  
(京都市嵐山地区)

## ○平成 25 年台風 26 号（水害被害額：約 4 百億円）

- ・東京都大島町では、台風 26 号の豪雨により、土石流が流域界を超えて流下し、土砂災害危険区域の範囲外でも被害が生じた他、大量に発生した流木により被害が拡大し、死者 36 名、行方不明者 3 名にのぼるなど激甚な被害が発生<sup>※2</sup>。



流木による家屋被害（東京都大島町）

※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数（都道府県別家屋 1 m<sup>2</sup>当たり評価額等）の平成 25 年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、最終的な取りまとめ結果の公表は、平成 26 年度末頃になる予定。

※2 死者数等は、「平成 25 年台風第 26 号による被害状況等について」（消防庁作成）の数値を使用。

## 【 問い合わせ先 】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川経済調査官 池田（内線：35312）  
経済係長 堀（内線：35325）  
電話 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8445 / FAX 03-5253-1602

## 1. 水害被害額（暫定値）

### 約 4 千億円

〔内 訳〕	
・一般資産等被害額	190,088 百万円（構成比 47.9 %）
・公共土木施設被害額	192,570 百万円（構成比 48.5 %）
・公益事業等被害額	14,366 百万円（構成比 3.6 %）
計	397,024 百万円

注）被害額には、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。

## 2. 水害被害の概要（暫定値）

### （1）被災建物棟数 約 4 万 4 千棟

〔内訳〕	○全壊・流失	341 棟	○半壊	1,169 棟
	○床上浸水	11,877 棟	○床下浸水	30,841 棟
			計	44,228 棟

※うち地下部分が浸水した建物棟数は 195 棟

### （2）浸水区域面積 約 3 万 5 千 ha

〔内訳〕	○宅地・その他	15,462 ha	○農地	19,947 ha
			計	35,409 ha

※うち地下の浸水区域面積は 4 ha

国土交通省では、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額（建物被害額等の直接的な物的被害額等）等を暦年単位で「水害統計」として取りまとめています。

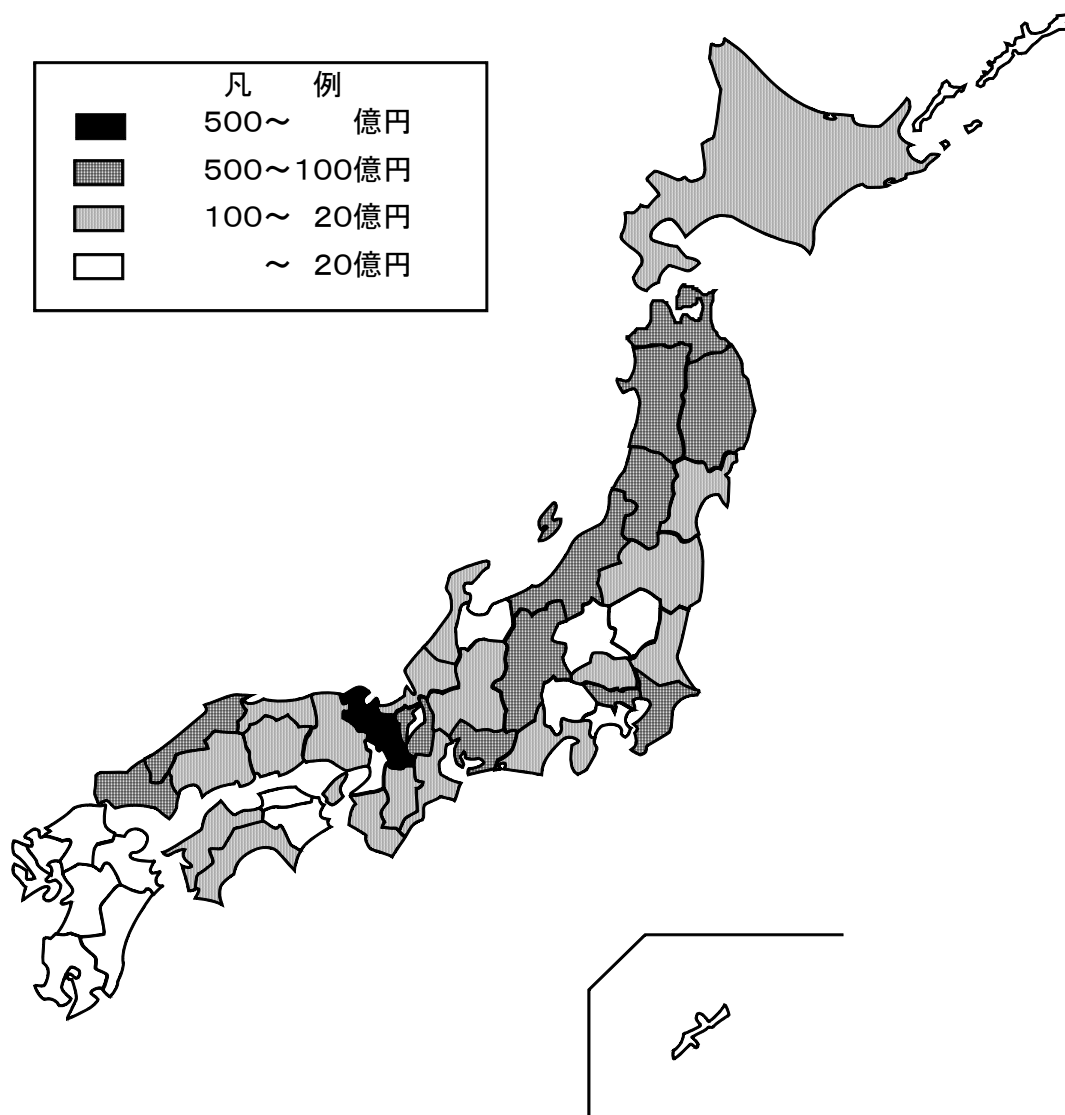
### 3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	7,590	25	滋賀県	14,508
2	青森県	10,750	26	京都府	62,504
3	岩手県	33,231	27	大阪府	1,979
4	宮城県	2,878	28	兵庫県	9,749
5	秋田県	14,126	29	奈良県	5,725
6	山形県	12,916	30	和歌山県	7,909
7	福島県	5,905	31	鳥取県	2,825
8	茨城県	2,143	32	島根県	29,292
9	栃木県	548	33	岡山県	6,055
10	群馬県	1,850	34	広島県	2,578
11	埼玉県	5,066	35	山口県	27,362
12	千葉県	20,109	36	徳島県	1,008
13	東京都	21,406	37	香川県	631
14	神奈川県	1,724	38	愛媛県	2,145
15	新潟県	21,699	39	高知県	2,341
16	富山県	947	40	福岡県	1,389
17	石川県	3,034	41	佐賀県	191
18	福井県	6,841	42	長崎県	784
19	山梨県	548	43	熊本県	1,160
20	長野県	10,337	44	大分県	861
21	岐阜県	2,899	45	宮崎県	865
22	静岡県	7,066	46	鹿児島県	1,266
23	愛知県	14,020	47	沖縄県	166
24	三重県	6,099	合 計		397,024

注) 1. 四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考) 都道府県別水害被害額(暫定値)図



#### 4. 平成 25 年台風 18 号による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p><b>152,877 百万円</b></p> <p>※9月14日～17日に生じた台風18号による被害額。</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 69,601 百万円</p> <p>公共土木施設被害 76,548 百万円</p> <p>公益事業等被害額 6,728 百万円</p>	<p>○死傷者数 150 名（死者 6 名 行方不明者 1 名 負傷者 143 名）</p> <p>○被災建物棟数 12,110 棟      ○浸水面積 14,525 ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の接近・通過に伴い、日本海から北日本にのびる前線の影響や、台風周辺から流れ込む湿った空気の影響、台風に伴う雨雲の影響で、四国地方から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。</li> <li>・9月15日から16日までの総雨量は、近畿地方や東海地方を中心に400ミリを超えた。特に近畿地方では、15日から16日にかけての雨量が9月の月降水量平均値の2倍を超える記録的な大雨となったところがあったほか、最大1時間降水量で13地点、最大3時間降水量で25地点、最大24時間降水量で35地点、最大48時間降水量で25地点が観測史上1位を更新した。</li> <li>・記録的な大雨となった滋賀県、京都府及び福井県では、運用開始後初めて大雨特別警報が発表され、最大級の警戒が呼びかけられた。</li> </ul>

#### 【 被害状況 】

- ・国管理河川のうち、4水系5河川で計画高水位を超過した。特に由良川水系由良川では、下流域で甚大な被害が発生した平成16年台風23号による出水を上回る観測史上最高の水位を記録（福知山観測所）し、流域全体にわたって大規模な浸水被害が発生した。また、計画高水位を約80cm上回る水位を記録（天龍寺観測所）した淀川水系桂川の流域では、嵐山地区（京都市）で家屋や渡月橋等の周辺の観光施設等に浸水被害が発生した他、下流の鴨川合流点付近（京都市）では、水位が堤防天端まで上昇し、右岸側で越水が生じた。
- ・水害被害額（152,877百万円）のうち、農作物被害額が22,912百万円となっており、過去10力年に発生した各水害の同被害額と比較して最大となった。
- ・都道府県別の台風18号による水害被害額の上位3県は、京都府（61,276百万円）、滋賀県（14,422百万円）、岩手県（9,895百万円）となった。また、京都府の台風18号による水害被害額は、過去10力年に京都府で発生した水害のうち、平成16年台風23号による水害被害額（58,978百万円）を上回り、最大となった。
- ・鉄道については、安祥寺川（京都府管理）の氾濫水が京阪電鉄京津線の線路を伝い地下鉄御陵駅のトンネルに流入し、京都市営地下鉄東西線が4日間運休となった。また、JR 飯田線が土砂流入等により、天竜峡駅～平岡駅区間（長野県）で25日間運休となった。



由良川の浸水状況  
（京都府福知山市・綾部市）



京都市営地下鉄東西線の浸水状況  
（京都市交通局提供）

注) 1. 死傷者数は、「台風第 18 号による被害状況等について」（消防庁作成）の数値を使用。  
2. 死傷者数は、台風による風害等を含む数値である。



## 5. 平成 25 年台風 26 号による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p><b>41,915 百万円</b></p> <p>※10月15日～17日に生じた台風 26 号による被害額。</p> <p>〔内 訳〕</p> <p>一般資産等被害額 32,238 百万円</p> <p>公土木施設被害 9,047 百万円</p> <p>公益事業等被害額 630 百万円</p>	<p>○死傷者数 173 名（死者 40 名 行方不明者 3 名 負傷者 130 名）</p> <p>○被災建物棟数 7,286 棟      ○浸水面積 892 ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風26号は、10月10日21時にマリアナ諸島の近海で発生し、13日21時には沖の鳥島近海で非常に強い勢力となった。その後、台風は日本の南の海上を北北西に進み、15日午前には南大東島の東の海上で次第に進路を北東に変え、16日未明から朝にかけて強い勢力を維持したまま伊豆諸島や関東地方に接近した。</li> <li>・台風の接近に伴い、10月16日未明から明け方にかけて伊豆諸島北部を中心に非常に激しい雨となった。特に、大島（元町）では、1時間に122.5ミリの猛烈な雨が降り、24時間降水量では824.0ミリと10月の月降水量平年値（329.0ミリ）の約2.5倍の雨を観測し、いずれも観測史上1位の値を更新した。</li> </ul>
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都大島町では、台風26号の豪雨により、土石流が流域界を超えて流下し、土砂災害危険区域の範囲外でも被害が生じた他、大量に発生した流木により被害が拡大し、死者36名、行方不明者3名にのぼるなど激甚な被害が発生した。</li> </ul> <p>また、東京都の台風26号による水害被害額（13,012百万円）は、過去10カ年に東京都で発生した水害のうち、平成17年に発生した豪雨及び台風14号による水害被害額（40,209百万円）に次いで、過去2番目に大きいものとなった。</p> <p>なお、水害統計において貨幣換算化して計上していないが、一般社団法人大島観光協会によると、毎年1月～3月に大島町で開催される「大島椿まつり」への来場者数が半減するなど、観光産業への影響も見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県別の台風26号による水害被害額の上位3県は、千葉県（19,898百万円）、東京都（13,021百万円）、埼玉県（4,604百万円）であり、台風26号による水害被害額のうち、約9割が上記3県のものとなった。</li> </ul> <p>千葉県内の河川では、8水系15河川で計画高水位を超える出水が生じた他、一宮川水系豊田川の河川が氾濫し茂原市内では広範囲において浸水被害が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道については、小湊鉄道線が盛土損壊により、養老溪谷駅～上総中野駅間（千葉県）で約5カ月間運休となった。</li> </ul>	<div data-bbox="858 949 1437 1319" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="911 1332 1358 1361">土砂災害による被災状況（東京都大島町）</p> <div data-bbox="858 1507 1437 1906" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="940 1921 1342 1951">市役所前の浸水状況（千葉県茂原市）</p>

注) 1. 死傷者数は、「平成 25 年台風第 26 号による被害状況等について」（消防庁作成）の数値を使用。  
2. 死傷者数は、台風による風害等を含む数値である。

## 【参考：水害統計調査の概要】

### 1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

### 2 水害統計調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

#### (1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

#### (2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

#### (3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

### 3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

#### (1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額  
×浸水深別・勾配別被害率
- ・家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

#### (2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

#### (3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。